

## 富岡市公用車体利用広告募集要領

### 1 目的

この要領は、富岡市広告掲載に関する基本要綱（以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、富岡市が所有する公用車に広告を掲載することについて必要な事項を定めるものです。

### 2 広告の掲載位置

公用車の車体で市長が指定する位置とします。

### 3 広告の掲載方法

広告は、ラッピング用フィルムによる車体利用広告とし、車体塗装はできません。

### 4 広告の掲載期間

原則として1年間です。ただし、広告主が希望する場合は1ヶ月単位でも認めます。この掲載期間には、広告の掲載及び撤去の作業に係る期間を含みます。

### 5 掲載できない広告

次の項目に該当する場合は、掲載できません。

公共性又は市の品位を損なうおそれのあるもの

法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの

政治又は宗教に関するもの

個人、団体等の意見広告を内容とするもの

公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

市民の健康を害するおそれのあるもの

その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

### 6 広告掲載料金及び広告掲載可能面積

広告掲載料金及び広告掲載可能面積は別表のとおりです。ただし、広告掲載料金には広告の制作費を含みません。

### 7 広告掲載の決定方法

市長は、申込書を受理したときは、基本要綱に基づき掲載の可否を決定し、有料広告掲載決定通知書により、申込者に通知するものとします。

### 8 広告の作成及び経費負担

広告の作成については、広告主の責任において作成し、その費用はすべて広告主が負担するものとします。

### 9 広告主の責任

広告主は、群馬県屋外広告物条例（昭和39年群馬県条例第81号）に規定する許可を受けなければなりません。

### 10 広告掲載及び撤去作業

公用車への広告掲載及び撤去作業については、広告主の負担及び責任において行うものとし、広告を掲載及び撤去する場合の期日は、市と広告主の協議により決定するものとします。

### 11 補償

広告掲載料は還付しません。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載ができないときは、還付します。還付する額は、広告掲載ができなくなった日の属する月から広告掲載予定終了日の属する月までを月割計算で積算した額となります。

広告の撤去により公用車の車体塗装の剥離等が生じた場合には、広告主が当該公用車を原状回復しなければなりません。

### 12 申し込み

有料広告掲載申込書に広告原稿、会社概要及び市税等の納税証明書を添付して、財政課へ提出してください。

### 13 問い合わせ先

富岡市財政課

TEL 0274-62-1511 FAX 0274-62-0357

E-mail [zaisei@city.tomioka.lg.jp](mailto:zaisei@city.tomioka.lg.jp)

### 別表

車種	掲載可能面積			部分掲載料金(部分ラッピング内訳)		1車3面掲載料金
	車体側面	車体後面	合計	車体側面(両面)	車体後面	
小型バス	約10㎡ ×2面	約3㎡	約23㎡	15,000円/月 180,000円/年	5,000円/月 60,000円/年	20,000円/月 240,000円/年
軽四貨物	約1.8㎡ ×2面	約0.6㎡	約4.2㎡			5,000円/月 60,000円/年